

## 佐賀県私立高等学校専攻科修学支援金取扱要領

第1条 この要領は、佐賀県私立高等学校専攻科修学支援金交付要綱(令和2年度施行。以下「要綱」という。)の運用について定めるものとする。

第2条 要綱第3条第1項に規定する「知事が特に認める者」とは、次の から の全てに該当し、専攻科支援金を通算して24月以上受けていない者のうち、次項の受給資格の認定を受けた者(以下この要領において「受給権者」という。)とする。

日本国内に住所を有する者

高等学校専攻科を修了していない者

高等学校専攻科に在学した期間が通算して24月を超えない者

在学期間は、その初日において高等学校専攻科に在学していた月を一月として計算することとし、次に掲げる期間は通算しないものとする。

- ・日本国内に住所を有していなかった期間(その初日において日本国内に住所を有していなかった月を一月として計算し、専攻科支援金の支給を受けることのできた月を除く。)
- ・高等学校専攻科を休学していた期間(令和2年4月1日以前に高等学校専攻科を休学していた期間を含む。)

保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者として、以下のア又はイに該当する者

ア 保護者等が道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されない者

イ 保護者等の道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額とを合算した額が八万五千五百円未満である者(アに該当する者を除く。)

ここでいう保護者等とは、生徒に保護者(親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいい、法人である未成年後見人及び児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十三条の二第一項、第三十三条の八第二項又は第四十七条第二項の規定により親権を行う児童相談所長、同法第四十七条第一項の規定により親権を行う児童福祉施設の長及び民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百五十七条の二第二項の規定により財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人を除く。)がいる場合は当該保護者とし、生徒に保護者がいない場合は当該生徒(当該生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあっては、当該他の者)とする。

なお、高等学校専攻科に通う生徒については、大多数が在学中に成年年齢に達して父母の親権に服さなくなるが、この場合の「保護者等」の考え方は、成年年齢に達する日の前後において判定における取扱いが変更とならないよう、「当該生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあっては、当該他の者」にある「当該他の者」を「成年年齢に達する日以前の日に於いて生徒等の保護者であった者」(生徒等の父母であれば、その両名)を指すものとして取り扱うこととする。

以下のいずれかに該当する学科に通う者

ア 大学への編入学基準を満たす課程

なお、ここでいう「大学」とは、短期大学を含むこととし、ここでいう「編入学基準を満たす課程」とは、平成28年文部科学省告示第63号又は第64号に定める基準を満たすものとする。

イ 国家資格者養成課程

なお、ここでいう「国家資格」とは、資格のうち、法令において当該資格を有しな

いは当該資格に係る業務若しくは行為を行い、若しくは当該資格に係る名称を使用することができないこととされているもの又は法令において一定の場合には当該資格を有する者を使用し、若しくは当該資格を有する者に当該資格に係る行為を依頼することが義務付けられているものをいう。

なお、～に該当する者が次のア～ウのいずれかに該当するときは、補助の対象としない。ただし、災害、疾病その他のやむを得ない事由がある場合は、この限りではない。また、年度の途中でア～ウのいずれかに該当することとなった場合、アについては処分を受けた日の属する月の翌月から、イとウについては翌年度の四月から補助の対象としないこととする。

ア 退学・停学（三か月以上のものに限る。）の処分を受けた者

ただし、停学処分を受けた者であって、三か月未満の期間で復学した者については、処分を受けた日の属する月の翌月から、処分が解かれた日の属する月までの支給をしないこととする（処分を受けた日と処分が解かれた日の属する月が同月の場合は、処分を受けた日の属する月の翌月の支給をしないこととする）。なお、この場合において、支給期間の進行は停止しない。

イ 当該年度中に修得した単位数が学校の定める当該年度の標準修得単位数の5割以下の者

ウ 当該年度の出席率が5割以下の者

第3条 専攻科支援金は、受給権者がその初日において支給対象高等学校専攻科に在学する月について、月を単位として支給されるものとし、要綱第4条に規定する「知事が別に定める額」とは、一月につき、支給対象高等学校専攻科の授業料の月額に相当する額（その額が別表の支給限度額を超える場合にあっては、支給限度額）とし、別表のとおり保護者等の所得に応じた金額とする。

なお、授業料の額が上記の額に達しない場合には、授業料の額を限度として専攻科支援金が支給される。

2 専攻科支援金の額は、授業料の月額に相当する額（補助対象上限額を超える場合にあっては、補助対象上限額）つまり、学校設置者が有する受給権者の授業料に係る債権（以下「授業料債権」という。）の額となる。したがって、授業料減免等により、授業料の一部又は全部が免除されている場合は、授業料債権そのものが減額又は消滅しているため、授業料減免後の授業料債権の額が専攻科支援金の額となる。

また、授業料債権そのものを減じる授業料減免事業は、専攻科支援金の支給ではないため、補助対象とはならない。専攻科支援金は、あくまで、授業料債権が生じていることが確認でき、その弁済に充てるために支給するものに限る。

第4条 受給権者が在学する高等学校専攻科の設置者は、受給権者に代わって学び直し支援金を受領し、その有する当該受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てるものとする。

2 その他専攻科支援金の支給に係り必要な手続きについては、別に定める。

（別表）

	補助上限額	保護者等の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額
区分1	35,600円	0円（非課税）
区分2	17,800円（1）	100円（2）以上85,500円未満

1 授業料の月額に相当する額が区分1の補助上限額に達しない場合には、授業料の月額

に相当する額の 1 / 2 の額とする。

- 2 実際の税額の算定においては、100 円未満の端数は切捨てとなり、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が 1 ~ 99 円となることはない。この場合、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額は非課税となるため、課税証明書等の内訳において 1 ~ 99 円と記載されている場合であっても、住民税非課税世帯の支給額の対象となる。

#### 附 則

この要綱は、令和 2 年度分の専攻科支援金から適用する。